

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- 業務規程の一部改正新旧対照表 1
- 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 4
- 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 6
- 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 7
- 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表 12
- 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表 17
- 外国株券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表 20
- 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表 21
- 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 22
- 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表 23
- 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表 24
- 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表 26
- 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 27
- 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 28
- 新規上場民営化銘柄の初値の決定方法等に関する業務規程施行規則等の特例を廃止する規則 29

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券及び日経300株価指数連動型上場投資信託（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。）の受益証券（以下「受益証券」という。）を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 当取引所は、次の各号に掲げる日を休業日とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 当取引所は、必要があると認めるときは、臨時休業日を定めることができる。</p> <p>3 休業日においては、売買立会その他一切の業務を行わない。</p> <p>(臨時停止、臨時挙行の通知)</p> <p>第5条 当取引所は、臨時休業日又は売買立会の臨時停止若しくは臨時挙行を定めたときは、あらかじめその</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券及び日経300株価指数連動型上場投資信託（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。）の受益証券（以下「受益証券」という。）を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から11時まで <u>（半休日においては、午前9時から11時30分まで）</u> とし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から11時まで <u>（半休日においては、午前9時から11時30分まで）</u> とし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休業日及び半休日)</p> <p>第3条 当取引所は、次に掲げる第1号から第7号までの日を休業日とし、<u>第8号及び第9号の日を半休日とする。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 年始発会日</u></p> <p><u>(9) 年末納会日</u></p> <p>2 当取引所は、必要があると認めるときは、臨時休業日 <u>又は臨時半休日</u> を定めることができる。</p> <p>3 休業日においては、売買立会その他一切の業務を行わず、<u>半休日においては、午後立会を行わない。</u></p> <p>(臨時停止、臨時挙行の通知)</p> <p>第5条 当取引所は、臨時休業日、<u>臨時半休日</u> 又は売買立会の臨時停止若しくは臨時挙行を定めたときは、あ</p>

旨を取引参加者に通知する。

(競争売買の原則)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 午後立会終了時において第14条第5項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなる場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。この場合において、当該値段による呼値は、すべて同時に行われたものとみなす。

(個別競争売買)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項各号の約定値段を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、第10条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該値段による呼値について、次に掲げる数量
(株券及び転換社債型新株予約権付社債券について
はaに掲げる数量)

a・b (略)

4・5 (略)

(呼 値)

第14条 (略)

2 (略)

3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(受益証券を除く。)は、1株(新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合には1円、3,000円を超え5,000円以下の場合には5円、5,000円を超え3万円以下の場

らかじめその旨を取引参加者に通知する。

(競争売買の原則)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 午後立会(半休日においては午前立会)終了時において第14条第5項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなる場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。この場合において、当該値段による呼値は、すべて同時に行われたものとみなす。

(個別競争売買)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項各号の約定値段を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、第10条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該値段による呼値について、次に掲げる数量

a・b (略)

4・5 (略)

(呼 値)

第14条 (略)

2 (略)

3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(受益証券を除く。)は、1株(新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合には1円、2,000円を超え3,000円以下の場合には5円、3,000円を超え3万円以下の場

合は10円、3万円を超え5万円以下の場合50円、5万円を超え30万円以下の場合100円、30万円を超え50万円以下の場合500円、50万円を超え300万円以下の場合1,000円、300万円を超え500万円以下の場合5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げると認めると特指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2)～(4) (略)

4～8 (略)

(当取引所の市場における有価証券の売買の方法等)

第78条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買を、当取引所が適当と認める取引参加者端末装置等により行わなければならない。

2 取引参加者は、取引参加者端末装置と売買システムの接続においては、接続仕様その他当該システムに関して定められた事項を遵守しなければならない。

3 取引参加者は、当取引所が定めるところにより取引参加者端末装置に関する事項について当取引所に報告するとともに、売買システムが安定的に稼動するよう協力するものとする。

4 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。ただし、第2条第1項第1号、同項第3号、第3条、第5条及び第10条第4項の改正規定は、平成21年12月30日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第12条第3項の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

合は10円、3万円を超え5万円以下の場合50円、5万円を超え30万円以下の場合100円、30万円を超え300万円以下の場合1,000円、300万円を超え2,000万円以下の場合1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めると特指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2)～(4) (略)

4～8 (略)

(当取引所の市場における有価証券の売買の方法等)

第78条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買を、当取引所が適当と認める取引参加者端末装置等により行わなければならない。

(新設)

(新設)

2 (略)

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼 値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 終値取引の呼値は、次の各号に定める値段により行うものとする。</p> <p>(1) 前日終値（前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の普通取引（当取引所が定める銘柄については、当取引所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所（以下「指定取引所」という。）における普通取引をいう。以下同じ。）における最終値段（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。第3号において同じ。）をいう。以下同じ。）。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、当取引所がその都度定める値段とする。</p> <p>(2) 前場終値（当日の午前立会の普通取引における最終値段（午前立会終了時において、呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。）をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定める値段で終値取引を行うことが適当でない場合若しくは前日又は当日に約定値段（呼値に関する規則第12条及</p>	<p>(呼 値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 終値取引の呼値は、次の各号に定める値段<u>（半休日においては、第3号に定める値段を除く。）</u>により行うものとする。</p> <p>(1) 前日終値（前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の普通取引（当取引所が定める銘柄については、当取引所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所（以下「指定取引所」という。）における普通取引をいう。以下同じ。）における最終値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段並びに指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。第3号において同じ。）をいう。以下同じ。）。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、当取引所がその都度定める値段とする。</p> <p>(2) 前場終値（当日の午前立会の普通取引における最終値段（午前立会終了時において、呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段並びに指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。）をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定める値段で終値取引を行うことが適当でない場合若しくは前日又は当日に約定値段（呼値に関する規則第12条及</p>

び同第13条の規定により気配表示された気配値段並びに指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。)がない場合の値段は、当取引所がその都度定める。

5・6 (略)

(取引時間)

第7条 終値取引の取引時間は、前条第3項各号に掲げる各々の値段につき、次の各号に定める時間とする。

(1) (略)

(2) 前場終値

午前11時5分から午後0時30分まで

(3) 当日終値

午後3時35分から午後4時30分まで

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
ただし、第6条第3項本文及び第7条第1項の改正規定は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項第1号、同項第2号及び同条第4項の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

び第13条の規定により気配表示された気配値段並びに指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。)がない場合の値段は、当取引所がその都度定める。

5・6 (略)

(取引時間)

第7条 終値取引の取引時間は、前条第3項各号に掲げる各々の値段につき、次の各号に定める時間とする。

(1) (略)

(2) 前場終値

午前11時5分から午後0時30分まで (半休日においては、午前11時35分から午後0時30分まで)

(3) 当日終値

午後3時35分から午後4時30分まで (半休日を除く。)

2 (略)

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借
取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(相対交渉取引の取引時間)</p> <p>第12条 相対交渉取引の取引時間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 単一銘柄取引</p> <p>午前8時20分から午後4時30分までとする。ただし、第14条第1項の規定に基づく交渉を行う場合の取引時間は、午前8時20分から9時まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時35分から4時30分までとする。</p> <p>(2) バスケット取引</p> <p>午前8時20分から9時まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時35分から4時30分までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。</p>	<p>(相対交渉取引の取引時間)</p> <p>第12条 相対交渉取引の取引時間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 単一銘柄取引</p> <p>午前8時20分から午後4時30分まで <u>(半休日においては、午前8時20分から午後0時30分まで)</u> とする。ただし、第14条第1項の規定に基づく交渉を行う場合の取引時間は、午前8時20分から9時まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時35分から4時30分まで <u>(半休日においては、午前8時20分から9時まで及び午前11時35分から午後0時30分まで)</u> とする。</p> <p>(2) バスケット取引</p> <p>午前8時20分から9時まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時35分から4時30分まで <u>(半休日においては、午前8時20分から9時まで及び午前11時35分から午後0時30分まで)</u> とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券</p> <p><u>同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序又は注文控(以下「板」という。)への記載順序。ただし、規程第10条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段による呼値とする場合については、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序又は板への記載順序。)で、当該銘柄の売買単位の数量(以下「最小単位」という。)の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先するものとする。</u></p>	<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>a <u>同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序又は注文控(以下「板」という。)への記載順序。次のbにおいて同じ。)で、当該銘柄の売買単位の数量(以下「最小単位」という。)の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍の数量に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に優先する。</u></p> <p>b <u>最小単位の5倍の数量以外の部分の数量間の呼値の順位は、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で、取引参加者単位により次に定めるところによる。</u></p> <p>(a) 第1順位</p> <p><u>呼値の数量に3分の1を乗じて算出した数量(最小単位未満の端数が生じたときは最小単位に切り上げる。以下このbにおいて同じ。)</u></p> <p>(b) 第2順位</p> <p><u>前(a)の数量を除いた数量に2分の1を乗じて算出した数量</u></p> <p>(c) 第3順位</p> <p><u>(a)及び前(b)の数量以外の全数量</u></p> <p>c <u>a及び前bの規定にかかわらず、規程第10条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段(以下「制限値段」という。)による呼値とする場合については、次のとおりとする。</u></p> <p>(a) <u>同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるとき</u></p>

(2) (略)

(約定値段を定める場合の合致数量)

第9条 規程第12条第3項第3号bに規定する当取引所
が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量
とする。

(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券の約定値
段を定める場合の数量は、最小単位以上の数量とす
る。

(削る)

は、成行呼値から当該値段の呼値の売買システ
ムでの記録順序又は板への記載順序)で、最小
単位の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5
倍の数量に達するまで、それ以外の部分の数量
の呼値に順次優先する。

(b) 最小単位の5倍の数量以外の部分の数量間の
呼値の順位は、取引参加者単位により次に定め
るところによる。

イ 当該取引参加者の呼値の数量にあん分比率
(同時呼値の合計数量に対する対当呼値の合
計数量の比率)を乗じた数量(最小単位未満
の端数が生じたときは切り捨てる。)の呼値
が優先する。

ロ 前イに規定する数量以外の部分について
は、同イの規定により切り捨てた最小単位未
満の端数の数量の多い取引参加者から少ない
取引参加者の順序(切捨数量が同じである
ときは、成行呼値から当該値段の売買システ
ムでの記録順序又は板への記載順序)で、最小
単位の呼値が順次優先する。

(2) (略)

(約定値段を定める場合の合致数量)

第9条 規程第12条第3項第3号bに規定する当取引所
が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量
とする。

(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券につい
て、規程第12条第2項第1号、第2号及び第4号に
規定する約定値段を定める場合の数量は、最小単位
以上の数量とする。

(2) 株券について規程第12条第2項第3号に規定する
約定値段を定める場合の数量は、次に掲げる数量と
する。

a 午後立会(半休日においては午前立会)終了時
において制限値段が約定値段となる場合は、最小
単位の制限値段で呼値を行っている取引参加者数
を乗じて算出した数量以上の数量

b 前a以外の場合は最小単位以上の数量

(2) (略)

(気配表示)

第10条 規程第12条第2項第4号に規定する気配表示は、呼値に関する規則第13条及び同第14条に規定する気配表示とし、規程第12条第5項かつこ書、同第42条かつこ書、同第45条第1項かつこ書及び同第46条の3第1項かつこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第12条から第14条までに規定する気配表示とする。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)

第11条 規程第12条第5項に規定する当取引所が定める値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。

基準値段	値	幅
200円未満のもの	上下	5円
200円以上500円未満のもの	〃	8円
500円 〃 700円 〃	〃	10円
700円 〃 1,000円 〃	〃	15円
1,000円 〃 1,500円 〃	〃	30円
1,500円 〃 2,000円 〃	〃	40円
2,000円 〃 3,000円 〃	〃	50円
3,000円 〃 5,000円 〃	〃	70円
5,000円 〃 7,000円 〃	〃	100円
7,000円 〃 1万円 〃	〃	150円
1万円 〃 15,000円 〃	〃	300円
15,000円 〃 2万円 〃	〃	400円
2万円 〃 3万円 〃	〃	500円
3万円 〃 5万円 〃	〃	700円
5万円 〃 7万円 〃	〃	1,000円
7万円 〃 10万円 〃	〃	1,500円
10万円 〃 15万円 〃	〃	3,000円
15万円 〃 20万円 〃	〃	4,000円
20万円 〃 30万円 〃	〃	5,000円
30万円 〃 50万円 〃	〃	7,000円

(3) (略)

(気配表示)

第10条 規程第12条第2項第4号に規定する気配表示は、呼値に関する規則第13条に規定する気配表示とし、規程第12条第5項かつこ書、同第42条かつこ書、同第45条第1項かつこ書及び同第46条の3第1項かつこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第12条及び第13条に規定する気配表示とする。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)

第11条 規程第12条第5項に規定する当取引所が定める値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。

基準値段	値	幅
500円未満のもの	上下	5円
(新設)		
500円以上1,000円未満のもの	〃	10円
(新設)		
1,000円 〃 1,500円 〃	〃	20円
1,500円 〃 2,000円 〃	〃	30円
2,000円 〃 3,000円 〃	〃	40円
3,000円 〃 5,000円 〃	〃	50円
5,000円 〃 1万円 〃	〃	100円
(新設)		
1万円 〃 2万円 〃	〃	200円
(新設)		
2万円 〃 3万円 〃	〃	300円
3万円 〃 5万円 〃	〃	400円
5万円 〃 7万円 〃	〃	500円
7万円 〃 10万円 〃	〃	1,000円
10万円 〃 15万円 〃	〃	2,000円
15万円 〃 20万円 〃	〃	3,000円
20万円 〃 30万円 〃	〃	4,000円
30万円 〃 50万円 〃	〃	5,000円

50万円	〃	<u>70万円</u>	〃	〃	1万円
<u>70万円</u>	〃	<u>100万円</u>	〃	〃	<u>15,000円</u>
100万円	〃	150万円	〃	〃	<u>3万円</u>
150万円	〃	200万円	〃	〃	<u>4万円</u>
200万円	〃	300万円	〃	〃	<u>5万円</u>
300万円	〃	500万円	〃	〃	<u>7万円</u>
500万円	〃	<u>700万円</u>	〃	〃	10万円
<u>700万円</u>	〃	<u>1,000万円</u>	〃	〃	<u>15万円</u>
1,000万円	〃	1,500万円	〃	〃	<u>30万円</u>
1,500万円	〃	2,000万円	〃	〃	<u>40万円</u>
2,000万円	〃	3,000万円	〃	〃	<u>50万円</u>
3,000万円	〃	5,000万円	〃	〃	<u>70万円</u>
5,000万円以上のもの					100万円

(売買の取消し)

第12条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次の a から c までに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第5号の規定により売買が停止された時、終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第12条第5号の規定により終値取引に係る売買が停止された時、相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第19条第5号の規定により相対交渉取引に係る売買が停止された時又は規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a～c (略)

(2) (略)

2 (略)

(取引参加者端末装置に関する報告事項等)

第31条の2 規程第78条第3項の報告は、取引参加者端

50万円	〃	<u>100万円</u>	〃	〃	1万円
(新設)					
100万円	〃	150万円	〃	〃	<u>2万円</u>
150万円	〃	200万円	〃	〃	<u>3万円</u>
200万円	〃	300万円	〃	〃	<u>4万円</u>
300万円	〃	500万円	〃	〃	<u>5万円</u>
500万円	〃	<u>1,000万円</u>	〃	〃	10万円
(新設)					
1,000万円	〃	1,500万円	〃	〃	<u>20万円</u>
1,500万円	〃	2,000万円	〃	〃	<u>30万円</u>
2,000万円	〃	3,000万円	〃	〃	<u>40万円</u>
3,000万円	〃	5,000万円	〃	〃	<u>50万円</u>
5,000万円以上のもの					100万円

(売買の取消し)

第12条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次の a から d までに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第5号の規定により売買が停止された時、終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第12条第5号の規定により終値取引に係る売買が停止された時、相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第19条第5号の規定により相対交渉取引に係る売買が停止された時又は規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a～c (略)

(2) (略)

2 (略)

(新設)

未装置に関する次の各号に掲げる事項について、第1号に掲げる事項については売買立会による売買に係る呼値を行う都度、第2号に掲げる事項については当取引所が必要と認めるときに行うものとする。

(1) 呼値に係る取引参加者端末装置への入力について、自動入力か手動入力かの別

(2) 前号に掲げるもののほか、当取引所が市場の運営上必要と認める事項

2 取引参加者は、当取引所が売買システムの安定的な稼働のために必要と認めて、規程第78条第3項に基づき行った報告について説明を求める場合には、これに協力するものとする。

(立会外買付の届出)

第32条の3 規程第46条の2第2項の規定による届出は、当取引所が定める様式により、売買立会終了後、直ちに行うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第1号、第9条、第10条及び第31条の2の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

(立会外買付の届出)

第32条の3 規程第46条の2第2項の規定による届出は、当取引所が定める様式により、売買立会時間中に行うものとする。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(認定気配値段)</p> <p>第12条 当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の金融商品取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を認定気配値段として、<u>電子情報媒体を通じて</u>一定の表示等を行うものとする。</p> <p>(特別気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第13条 当取引所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるとき又は呼値の状況等から必要があると認めるときは、次の各号に定める表示（以下「特別気配表示」という。）により、その存在を特別に周知するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の特別気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。</p> <p>3 直接上場銘柄の初値決定前における最初の特別気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第1項の特別気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄で</p>	<p>(認定気配値段)</p> <p>第12条 当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の金融商品取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を認定気配値段として、<u>相場報道システムを通じた配信による</u>一定の表示等を行うものとする。</p> <p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第13条 当取引所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるとき又は呼値の状況等から必要があると認めるときは、次の各号に定める表示（以下「気配表示」という。）により、その存在を特別に周知するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。</p> <p>3 直接上場銘柄の初値決定前における最初の気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄で</p>

あつて当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。

(1) 株券

特別気配値段	値幅
<u>200円未満のもの</u>	上下 5円
<u>200円以上500円未満のもの</u>	〃 8円
500円 〃 <u>700円</u>	〃 10円
<u>700円</u> 〃 <u>1,000円</u>	〃 15円
1,000円 〃 1,500円	〃 30円
1,500円 〃 2,000円	〃 40円
2,000円 〃 3,000円	〃 50円
3,000円 〃 5,000円	〃 70円
5,000円 〃 <u>7,000円</u>	〃 100円
<u>7,000円</u> 〃 <u>1万円</u>	〃 150円
1万円 〃 <u>15,000円</u>	〃 300円
<u>15,000円</u> 〃 <u>2万円</u>	〃 400円
2万円 〃 3万円	〃 500円
3万円 〃 5万円	〃 700円
5万円 〃 7万円	〃 1,000円
7万円 〃 10万円	〃 1,500円
10万円 〃 15万円	〃 3,000円
15万円 〃 20万円	〃 4,000円
20万円 〃 30万円	〃 5,000円
30万円 〃 50万円	〃 7,000円
50万円 〃 <u>70万円</u>	〃 1万円
<u>70万円</u> 〃 <u>100万円</u>	〃 15,000円
100万円 〃 150万円	〃 3万円
150万円 〃 200万円	〃 4万円
200万円 〃 300万円	〃 5万円
300万円 〃 500万円	〃 7万円
500万円 〃 <u>700万円</u>	〃 10万円

あつて当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。

(1) 株券

気配値段	値幅
<u>500円未満のもの</u>	上下 5円
(新設)	
<u>500円以上1,000円未満のもの</u>	〃 10円
(新設)	
1,000円 〃 1,500円	〃 20円
1,500円 〃 2,000円	〃 30円
2,000円 〃 3,000円	〃 40円
3,000円 〃 5,000円	〃 50円
5,000円 〃 <u>1万円</u>	〃 100円
(新設)	
1万円 〃 <u>2万円</u>	〃 200円
(新設)	
2万円 〃 3万円	〃 300円
3万円 〃 5万円	〃 400円
5万円 〃 7万円	〃 500円
7万円 〃 10万円	〃 1,000円
10万円 〃 15万円	〃 2,000円
15万円 〃 20万円	〃 3,000円
20万円 〃 30万円	〃 4,000円
30万円 〃 50万円	〃 5,000円
50万円 〃 <u>100万円</u>	〃 1万円
(新設)	
100万円 〃 150万円	〃 2万円
150万円 〃 200万円	〃 3万円
200万円 〃 300万円	〃 4万円
300万円 〃 500万円	〃 5万円
500万円 〃 <u>1,000万円</u>	〃 10万円

<u>700万円</u> // <u>1,000万円</u> // // <u>15万円</u>		(新設)	
1,000万円 // 1,500万円 // // <u>30万円</u>		1,000万円 // 1,500万円 // // <u>20万円</u>	
1,500万円 // 2,000万円 // // <u>40万円</u>		1,500万円 // 2,000万円 // // <u>30万円</u>	
2,000万円 // 3,000万円 // // <u>50万円</u>		2,000万円 // 3,000万円 // // <u>40万円</u>	
3,000万円 // 5,000万円 // // <u>70万円</u>		3,000万円 // 5,000万円 // // <u>50万円</u>	
5,000万円以上のもの // 100万円		5,000万円以上のもの // 100万円	
(2) (略)		(2) (略)	
(3) 転換社債型新株予約権付社債券		(3) 転換社債型新株予約権付社債券	
転換社債型新株予約権付社債券の値幅は、次のとおりとする。ただし、呼値の制限値幅に関する規則第3条第1項ただし書の規定により呼値の制限値幅を5円とする場合の値幅は、50銭とする。		転換社債型新株予約権付社債券の値幅は、次のとおりとする。ただし、呼値の制限値幅に関する規則第3条第1項ただし書の規定により呼値の制限値幅を5円とする場合の値幅は、50銭とする。	
行使対象上場株券の基準値段	値 幅	行使対象上場株券の基準値段	値 幅
<u>200円未満のもの</u>	上下 5円 × 当該転換社債型新株予約権付社債券の転換比率	<u>500円未満のもの</u>	上下 5円 × 当該転換社債型新株予約権付社債券の転換比率
	額面100円当たりの発行価額		額面100円当たりの発行価額
	新株予約権の行使により発行する株式の発行価額（以下「転換価額」という。）		新株予約権の行使により発行する株式の発行価額（以下「転換価額」という。）
<u>200円以上</u>	<u>500円未満のもの</u> // // <u>8円</u> × //	(新設)	
500円 // <u>700円</u> // // // 10円 × //		500円以上 <u>1,000円未満のもの</u> // // 10円 × //	
<u>700円</u> // <u>1,000円</u> // // // <u>15円</u> × //		(新設)	
1,000円 // 1,500円 // // // <u>30円</u> × //		1,000円 // 1,500円 // // // <u>20円</u> × //	
1,500円 // 2,000円 // // // <u>40円</u> × //		1,500円 // 2,000円 // // // <u>30円</u> × //	
2,000円 // 3,000円 // // // <u>50円</u> × //		2,000円 // 3,000円 // // // <u>40円</u> × //	
3,000円 // 5,000円 // // // <u>70円</u> × //		3,000円 // 5,000円 // // // <u>50円</u> × //	
5,000円 // <u>7,000円</u> // // // 100円 × //		5,000円 // <u>1万円</u> // // // 100円 × //	
<u>7,000円</u> // <u>1万円</u> // // // <u>150円</u> × //		(新設)	
1万円 // <u>15,000円</u> // // // <u>300円</u> × //		1万円 // <u>2万円</u> // // // <u>200円</u> × //	
<u>15,000円</u> // <u>2万円</u> // // // <u>400円</u> × //		(新設)	
2万円 // 3万円 // // // <u>500円</u> × //		2万円 // 3万円 // // // <u>300円</u> × //	
3万円 // 5万円 // // // <u>700円</u> × //		3万円 // 5万円 // // // <u>400円</u> × //	
5万円 // 7万円 // // // <u>1,000円</u> × //		5万円 // 7万円 // // // <u>500円</u> × //	
7万円 // 10万円 // // // <u>1,500円</u> × //		7万円 // 10万円 // // // <u>1,000円</u> × //	
10万円 // 15万円 // // // <u>3,000円</u> × //		10万円 // 15万円 // // // <u>2,000円</u> × //	
15万円 // 20万円 // // // <u>4,000円</u> × //		15万円 // 20万円 // // // <u>3,000円</u> × //	

20万円	30万円	5,000円	×	20万円	30万円	4,000円	×
30万円	50万円	7,000円	×	30万円	50万円	5,000円	×
50万円	70万円	1万円	×	50万円	100万円	1万円	×
70万円	100万円	15,000円	×	(新設)			
100万円	150万円	3万円	×	100万円	150万円	2万円	×
150万円	200万円	4万円	×	150万円	200万円	3万円	×
200万円	300万円	5万円	×	200万円	300万円	4万円	×
300万円	500万円	7万円	×	300万円	500万円	5万円	×
500万円	700万円	10万円	×	500万円	1,000万円	10万円	×
700万円	1,000万円	15万円	×	(新設)			
1,000万円	1,500万円	30万円	×	1,000万円	1,500万円	20万円	×
1,500万円	2,000万円	40万円	×	1,500万円	2,000万円	30万円	×
2,000万円	3,000万円	50万円	×	2,000万円	3,000万円	40万円	×
3,000万円	5,000万円	70万円	×	3,000万円	5,000万円	50万円	×
5,000万円以上のもの	100万円	×		5,000万円以上のもの	100万円	×	

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

(注) 当該転換社債型新株予約権付社債券が行使期間の中断が行われる転換社債型新株予約権付社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日から次に適用される転換価額が確定する日までの間の転換比率の算定における転換価額は、当取引所がその都度定める。

- 5 第1項の規定により特別気配表示が行われている場合における当該特別気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、特別気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。

(連続約定気配の表示)

第14条 当取引所は、一の呼値による急激な価格変動を抑止する観点から当取引所が必要と認めるときは、取引参加者端末装置への一定の表示(以下「連続約定気配表示」という。)を行うものとする。

2 前項の連続約定気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。

3 前条第5項の規定は、第1項の規定により連続約定気配表示が行われている場合について準用する。

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

(注) 当該転換社債型新株予約権付社債券が行使期間の中断が行われる転換社債型新株予約権付社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日から次に適用される転換価額が確定する日までの間の転換比率の算定における転換価額は、当取引所がその都度定める。

- 5 第1項の規定により気配表示が行われている場合における当該気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第12条及び第14条の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
(株券の制限値幅)				(株券の制限値幅)			
第2条 株券の呼値の制限値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。				第2条 株券の呼値の制限値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。			
基準値段		制限値幅		基準値段		制限値幅	
100円未満のもの		上下	30円	100円未満のもの	上下	30円	
100円以上200円未満のもの		〃	50円	100円以上200円未満のもの	〃	50円	
200円	〃 500円	〃	80円	200円	〃 500円	〃	80円
500円	〃 <u>700円</u>	〃	100円	500円	〃 <u>1,000円</u>	〃	100円
	<u>700円</u>	<u>〃</u>	<u>150円</u>	(新設)			
1,000円	〃 1,500円	〃	<u>300円</u>	1,000円	〃 1,500円	〃	<u>200円</u>
1,500円	〃 2,000円	〃	<u>400円</u>	1,500円	〃 2,000円	〃	<u>300円</u>
2,000円	〃 3,000円	〃	<u>500円</u>	2,000円	〃 3,000円	〃	<u>400円</u>
3,000円	〃 5,000円	〃	<u>700円</u>	3,000円	〃 5,000円	〃	<u>500円</u>
5,000円	〃 <u>7,000円</u>	〃	1,000円	5,000円	〃 <u>1万円</u>	〃	1,000円
	<u>7,000円</u>	<u>〃</u>	<u>1,500円</u>	(新設)			
1万円	〃 <u>15,000円</u>	〃	<u>3,000円</u>	1万円	〃 <u>2万円</u>	〃	<u>2,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>〃</u>	<u>4,000円</u>	(新設)			
2万円	〃 3万円	〃	<u>5,000円</u>	2万円	〃 3万円	〃	<u>3,000円</u>
3万円	〃 5万円	〃	<u>7,000円</u>	3万円	〃 5万円	〃	<u>4,000円</u>
5万円	〃 7万円	〃	<u>1万円</u>	5万円	〃 7万円	〃	<u>5,000円</u>
7万円	〃 10万円	〃	<u>15,000円</u>	7万円	〃 10万円	〃	<u>1万円</u>
10万円	〃 15万円	〃	<u>3万円</u>	10万円	〃 15万円	〃	<u>2万円</u>
15万円	〃 20万円	〃	<u>4万円</u>	15万円	〃 20万円	〃	<u>3万円</u>
20万円	〃 30万円	〃	<u>5万円</u>	20万円	〃 30万円	〃	<u>4万円</u>
30万円	〃 50万円	〃	<u>7万円</u>	30万円	〃 50万円	〃	<u>5万円</u>
50万円	〃 <u>70万円</u>	〃	10万円	50万円	〃 <u>100万円</u>	〃	10万円
	<u>70万円</u>	<u>〃</u>	<u>15万円</u>	(新設)			
100万円	〃 150万円	〃	<u>30万円</u>	100万円	〃 150万円	〃	<u>20万円</u>
150万円	〃 200万円	〃	<u>40万円</u>	150万円	〃 200万円	〃	<u>30万円</u>
200万円	〃 300万円	〃	<u>50万円</u>	200万円	〃 300万円	〃	<u>40万円</u>
300万円	〃 500万円	〃	<u>70万円</u>	300万円	〃 500万円	〃	<u>50万円</u>
500万円	〃 <u>700万円</u>	〃	100万円	500万円	〃 <u>1,000万円</u>	〃	100万円
	<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>150万円</u>	(新設)			
1,000万円	〃 1,500万円	〃	<u>300万円</u>	1,000万円	〃 1,500万円	〃	<u>200万円</u>
1,500万円	〃 2,000万円	〃	<u>400万円</u>	1,500万円	〃 2,000万円	〃	<u>300万円</u>

2,000万円 " 3,000万円 " " 500万円
 3,000万円 " 5,000万円 " " 700万円
 5,000万円以上のもの " 1,000万円

2～4 (略)

(基準値段)

第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券及び受益証券をいう。以下同じ。）

前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の当該銘柄の最終値段（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。）とする。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変定期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2) 外国株券

a 重複上場外国銘柄（業務規程施行規則第12条第1項第1号bの(a)に規定する重複上場外国銘柄をいう。）

(a) 外国の主たる金融商品取引所（組織された店頭市場を含む。）における外国株券の直近（当取引所の直前の売買立会後の当取引所が適当と認める時点をいう。）の値段又は気配相場（以下「外国の相場」という。）を中値により円換算した価格（呼値の単位に満たない端数金額は四捨五入等を行うものとする。以下この項において同じ。）とし、外国の相場がないとき若しくは当取引所がこれを確認することが困難であるとき、当取引所が外国の相場によることが適当でないと認めるとき又は当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適当でないとき、当取引所

2,000万円 " 3,000万円 " " 400万円
 3,000万円 " 5,000万円 " " 500万円
 5,000万円以上のもの " 1,000万円

2～4 (略)

(基準値段)

第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券及び受益証券をいう。以下同じ。）

前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の当該銘柄の最終値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。）とする。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変定期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2) 外国株券

a 重複上場外国銘柄（業務規程施行規則第12条第1項第1号bの(a)に規定する重複上場外国銘柄をいう。）

(a) 外国の主たる金融商品取引所（組織された店頭市場を含む。）における外国株券の直近（当取引所の直前の売買立会以後当日の売買立会開始前における当取引所が適当と認める時点をいう。）の値段又は気配相場（以下「外国の相場」という。）を中値により円換算した価格（呼値の単位に満たない端数金額は四捨五入等を行うものとする。以下この項において同じ。）とし、外国の相場がないとき若しくは当取引所がこれを確認することが困難であるとき、又は当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適当でないとき、当取引所がその都度定め

がその都度定める。ただし、次に掲げる場合の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

イ・ロ (略)

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定める値段を基準値段とすることが適当でない場合又は前日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合の基準値段は、当取引所がその都度定める。

3・4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

る。ただし、次に掲げる場合の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

イ・ロ (略)

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定める値段を基準値段とすることが適当でない場合又は前日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合の基準値段は、当取引所がその都度定める。

3・4 (略)

外国株券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買単位の変更)</p> <p>第3条 上場銘柄の当取引所の市場における最近1年間の終値（最終値段（呼値に関する規則第13条及び同第14条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。）をいい、その日に約定値段（同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、呼値の制限値幅に関する規則第4条第1項第2号の規定により定められた基準値段をいう。）の平均（以下「終値平均」という。）が、次の各号に定める場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位に変更するものとする。ただし、当該銘柄の株式の分布状況又は当該銘柄の株券の発行者の本国における会社制度等から、当該各号に定める単位に変更することが適当でないと当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位以外の単位に変更し、又は据え置くものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(売買単位の変更)</p> <p>第3条 上場銘柄の当取引所の市場における最近1年間の終値（最終値段（呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。）をいい、その日に約定値段（呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、呼値の制限値幅に関する規則第4条第1項第2号の規定により定められた基準値段をいう。）の平均（以下「終値平均」という。）が、次の各号に定める場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位に変更するものとする。ただし、当該銘柄の株式の分布状況又は当該銘柄の株券の発行者の本国における会社制度等から、当該各号に定める単位に変更することが適当でないと当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位以外の単位に変更し、又は据え置くものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(裁定取引に関する行為)</p> <p>第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 東証株価指数（東京証券取引所における上場株券（内国法人の発行する株券（新株予約権証券、優先株及び子会社連動配当株（発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金配当を支払うことを内容とする種類株をいう。）を除く。）に限る。）のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同所が算出するものをいう。以下同じ。）が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで（午後立会終了時まで（当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで）の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。</p>	<p>(裁定取引に関する行為)</p> <p>第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 東証株価指数（東京証券取引所における上場株券（内国法人の発行する株券（新株予約権証券、優先株及び子会社連動配当株（発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金配当を支払うことを内容とする種類株をいう。）を除く。）に限る。）のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同所が算出するものをいう。以下同じ。）が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで（午後立会（<u>半休日において</u>は、午前立会。以下同じ。）終了時まで（当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで）の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い
の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 第9条（投資単位の引下げに関する開示）関係</p> <p>第9条に規定する最近の投資単位として当取引所が定める価格とは、直前事業年度の末日以前1年間における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この5において同じ。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、この改正規定は、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>5 第9条（投資単位の引下げに関する開示）関係</p> <p>第9条に規定する最近の投資単位として当取引所が定める価格とは、直前事業年度の末日以前1年間における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この5において同じ。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。</p>

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>第4号に規定する「上場時価総額が40億円以上となる見込みのあること」とは、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める価格に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。</p> <p>a 公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券の最低価格（当取引所の売買立会における日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。）のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次のbにおいて同じ。）のいずれか低い価格</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、この改正規定は、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>2 第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>第4号に規定する「上場時価総額が40億円以上となる見込みのあること」とは、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める価格に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。</p> <p>a 公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券の最低価格（当取引所の売買立会における日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。）のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次のbにおいて同じ。）のいずれか低い価格</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取
扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(3)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(3)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(3)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(3)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
付 則	
<p>1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支</p>	

障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、この改正規定は、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(5)（略） (6) 破産手続、再生手続又は更生手続 a～c（略） d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間の平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（(3) bに規定する上場株式数をいう。以下この(6)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。 dの2・e（略） (7)～(16)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、この改正規定は、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(5)（略） (6) 破産手続、再生手続又は更生手続 a～c（略） d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間の平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（(3) bに規定する上場株式数をいう。以下この(6)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。 dの2・e（略） (7)～(16)（略）</p>

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(終値取引に係る売買の取消し)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定するほか、当取引所は、過誤のある注文により成立した終値取引に係る売買の決済が困難であり、当取引所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、終値特例<u>第11条の2</u>第1項の規定により終値取引に係る売買の取消しを行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。</p>	<p>(終値取引に係る売買の取消し)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定するほか、当取引所は、過誤のある注文により成立した終値取引に係る売買の決済が困難であり、当取引所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、終値特例<u>第10条の2</u>第1項の規定により終値取引に係る売買の取消しを行う。</p>

**相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借
取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 相対交渉市場特例第14条第1項及び第2項に規定する当取引所が定める値段は、普通取引（当取引所、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。）における直前の約定値段（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された気配値段及び株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第5条を除き同じ。）から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の値段とする。この場合において、当該銘柄の値段は、株券については1株につき1円の1万分の1、転換社債型新株予約権付社債券については額面100円につき1銭の100分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 相対交渉市場特例第14条第1項及び第2項に規定する当取引所が定める値段は、普通取引（当取引所、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。）における直前の約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段並びに株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第5条を除き同じ。）から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の値段とする。この場合において、当該銘柄の値段は、株券については1株につき1円の1万分の1、転換社債型新株予約権付社債券については額面100円につき1銭の100分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

新規上場民営化銘柄の初値の決定方法等に関する業務規程施行規則等の特例を廃止する規則

新規上場民営化銘柄の初値の決定方法等に関する業務規程施行規則等の特例を廃止する。

付 則

この規則は、平成22年1月4日から施行する。